

No	カテゴリ	質問	回答
1	所長からご挨拶について	昨年度までの研修では、所長の方針説明(物言う委託者など)はなかったと思います。なぜこのような説明をされましたか？	様々な競争の資金がある中、当センターが担当する資金の特色を、応募準備を進める前に知っておいていただきたく、冒頭、説明をいたしました。
2	研修資料について	資料はどこかに掲載(アップ)されますか。	研修で使用しました資料は、生研支援センターのホームページに掲載いたしました。
3	事業の内容(要件)について	「実用化」と「事業化」について定義はありますか。	公募要領にも、「社会実装」、「実用化」、「事業化」の記載がありますが、特段の定義はございません。
4	事業の内容(要件)について	研修で説明のあった「創造的破壊」とは何ですか。	創造的破壊という言葉は、連続的、漸進的イノベーションでなく非連続的なイノベーションにより、これまでにない新たな社会や経済発展を生み出すことという意味で用いました。
5	事業の内容(要件)について	研究開発で目指す市場規模について、目安のようなものはありますか。	農林水産省の交付金を活用した事業で、農林水産業・食品産業の発展や新たなビジネスの創出を目指すことから大きな市場を期待しておりますが、小さな市場でも中間山地の農業振興に結び付くような行政的ニーズの高い課題は採択される可能性があります。
6	事業の内容(要件)について	研究開発ステージに進むためには、応用研究ステージでの採択が必要で、その移行審査を受けなければならないでしょうか？ また、移行審査で不採択になった時、さらに翌年の応募は新規での研究開発ステージへの応募になるのでしょうか？	新規の公募で開発研究ステージに応募する場合、基礎及び応用研究ステージの実施は必須ではありません。また、現在、基礎又は応用研究ステージを実施中の課題で、ステージ移行を希望する場合、現在実施中の課題の終了時評価でA評価を受けた課題のみがステージ移行審査の対象となります(A評価以外の課題は新規公募に応募いただくこととなります)。ステージ移行審査で不採択となった場合は、新規公募の1次審査が免除となり、2次審査を受けていただくこととなります。
7	事業の内容(要件)について	ある理工系技術を活用した例えば農業用の資材の開発などは工業系の技術ですが、申請できますか。	イノベーション事業は農林水産・食品分野に従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出す『研究開発』を求めています。過去に、農業用資材を扱った課題はありますが、農業生産性や環境との関係性を調べる研究を実施しています。農業用資材を開発するだけでなく、農業に関わる研究も含んでいれば対象になると思います。
8	事業の内容(要件)について	動物用(猫、犬)の医薬品の開発等は対象になりますでしょうか？ また、委託研究では治験薬の製造、臨床試験も対象でしょうか。	動物用医薬品は農林水産省の管轄ですので対象になります。また、研究開発目的の治験薬製造や臨床試験であれば対象になると考えられます。ただ、過去に動物用(猫、犬)の医薬品開発に関する課題が採択されたことはありません。
9	事務経理について	開発研究ステージにおける企業が捻出するマッチングファンドの積算内容に、企業で担当者となる方の人件費を盛り込んで良いでしょうか。	参画する企業の研究者の方の人件費・賃金についても、作業(業務)日誌等により、委託業務に係る勤務実態を適切に管理できる場合等には、マッチングファンドの自己資金に計上することが可能です。 担当者となる方の職種によって次のとおり計上してください。 ・委託研究を直接担当する研究者の場合はマッチングファンドの直接経費の人件費 ・管理部門等の事務担当者場合は、委託費の間接経費
10	事務経理について	協力機関は研究費を直接受けることができないとのことで、外注等の形で支払われるとのことですが、〇〇の作成を外注するというで随意契約をすることができると考えてよろしいでしょうか。	協力機関とは、計画書等に具体的に記載された者で、研究課題を遂行する上で協力が必要な第三者をいいます。 協力機関は、研究費の配分を直接受けることはできないため、外注費や依頼出張に係る旅費・謝金等を代表機関や構成員を通じて支払うことになります。 ご質問の協力機関への外注は可能ですが、以下にご注意ください。 ・見積もり合わせなどの競争に基づく契約を行うこと。 ・再委託を禁止しているため、協力機関に対して研究開発の依頼を行わないこと。(※1) ※1を行う場合は、コンソーシアムへの参加を行うことで、委託研究の担当課題を実施可能です。
11	事務経理について	確認です。委託費に関する会計書類の保管については、委託事業終了後の4月1日からの5年間とのことでした。これは、委託期間(2から5年間)中、すべての証拠書類をいわゆる委託最終年度の翌年から5年間、保管する必要があるということでしょうか？	貴見のとおりです。 証拠書類は、委託業務実施期間終了の翌年度の4月1日から起算して5年間必ず保管して頂きます。 委託業務実施期間が3年間の場合は、最終年度(3年目)の翌年度4月1日から5年間当該委託業務にかかる全ての証拠書類を保管してください。
12	知財について	所有権説明の説明で「各構成員」と話していましたが「各構成員」とは何ですか。事業者のことなら、事業終了後はどうなりますか。	「構成員」とはコンソーシアムに所属している組織等のことをい、研究機関や事業者などが含まれます。 なお、委託研究期間終了後であっても、バイ・ドール制度に基づき適切に手続きを行うことによって知的財産権等は構成員に帰属することとなります。
13	知財について	申請時に知財合意書要りますか？	応募書類提出時(申請時)に「知財合意書」の提出は不要です。採択後、研究に着手される前のご提出をお願い致します。